

低入札受注を繰り返す者に対する指名差し控え措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市建設工事低入札価格調査制度取扱要領（平成13年5月11日助役決裁）第3条第1項および秋田市工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領（令和8年3月23日市長決裁）第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る価格での受注（以下「低入札受注」という。）を繰り返す者に対し、指名差し控え措置を講ずるため、必要な事項を定めるものとする。

(警告)

第2条 低入札受注を行った者に対し、指名差し控えの警告を通知する。なお、警告の有効期間は通知日から起算して6カ月とする。

(指名差し控え措置)

第3条 前条の規定により警告通知を受けた者が、警告期間の終了までに再度、低入札受注を行った場合は、翌月から2カ月間の指名差し控えを行う。

2 前項の指名差し控え期間終了後、前条の規定により通知した警告期間内に再度低入札受注を行った場合は、翌月から再度2カ月間の指名差し控えを行う。

3 低入札受注が頻繁に行われた場合（1カ月の間に低入札受注が繰り返された場合）については、警告の通知を発することなく指名を差し控える場合や、指名差し控え期間の延長（1件増える毎に2カ月の加算）を行う場合がある。

4 特定建設工事共同企業体の場合は、構成員全員を対象とする。

(通知)

第4条 警告の通知および指名差し控えの措置は、秋田市工事請負業者選定審議委員会の了承を得て、様式第1号から様式第3号により対象業者に通知する。

また、指名差し控えの措置を行う場合には様式第4号により庁内に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

○ 契 第 号

○○ 年 月 日

様

秋田市総務部長

低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について（通知）

あなたは、下記の工事（委託）において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）をしました。

このため、低入札受注を繰り返す者に対する指名差し控え措置取扱要領第 2 条の規定により、次の期間を指名差し控えの警告期間とします。なお、警告期間内に再度、低入札受注を行った場合は、指名差し控え措置を講ずることとしますのでご注意ください。

記

1 低入札受注工事（委託）

工事（委託）名

契約締結日 年 月 日

2 指名差し控えの警告期間

年 月 日から 年 月 日まで

○ 契 第 号
○○ 年 月 日

様

秋田市総務部長

低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、 年 月 日付け 契第 号で通知した指名差し控えの警告期間内において、下記のとおり再度、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）をしました。

このため、低入札受注を繰り返す者に対する指名差し控え措置取扱要領第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

なお、下記 1 の(2)の工事（委託）の契約締結日から本通知日までの間に低入札受注を行っていたことが判明した場合は、本通知の指名差し控え措置期間を延長する場合があります。

記

1 低入札受注をした工事（委託）

(1) 警告期間の通知対象工事（委託）

工事（委託）名

契 約 締 結 日 年 月 日

警 告 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 警告期間中に低入札受注をした工事（委託）

工事（委託）名

契 約 締 結 日 年 月 日

2 指名差し控えの措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

○ 契 第 号

○○ 年 月 日

様

秋田市総務部長

低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、下記のとおり低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）を繰り返しました。

このため、低入札受注を繰り返す者に対する指名差し控え措置取扱要領第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

なお、下記工事（委託）の契約締結日から本通知日までの間に低入札受注を行っていたことが判明した場合は、本通知の指名差し控え措置期間を延長する場合があります。

記

1 低入札受注をした工事（委託）

(1) 工事（委託）名

契 約 締 結 日 年 月 日

(2) 工事（委託）名

契 約 締 結 日 年 月 日

2 指名差し控えの措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号

○ 契 第 号

○○ 年 月 日

各 部 局 長 様

総務部長

建設業者等の指名差し控え措置について（通知）

次の業者について、低入札受注の繰り返しがあつたため、低入札受注を繰り返す者に対する指名差し控え措置取扱要領の規定により、次のとおり指名を差し控えることとしたので通知します。

1 指名を差し控えることとした業者

名 称

代表者

所在地

2 指名差し控え期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指名差し控え措置の範囲

本市が発注する建設工事（工事関連業務委託）で、総合評価落札方式による入札、公募型指名競争入札（共同企業体案件含む）、要件付一般競争入札および自由参加型見積合わせに付する工事（委託）